

# 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令案について（概要）

令和 6 年 10 月  
内閣府大臣官房公益法人行政担当室

## 1. 背景

デジタル臨時行政調査会において決定された「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和 4 年 6 月 3 日）及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」（令和 4 年 12 月 21 日）に基づき、各府省において規制の見直しを行うものとされており、往訪閲覧（情報の閲覧に閲覧場所等への訪問が必要とされるもの）が措置されている規定について、インターネットを利用して閲覧等に供することを可能にすることが求められている。

現在、移行法人が作成する公益目的支出計画実施報告書は、提出を受けた行政庁において一元的に公益法人 information（ホームページ）上で閲覧等に供しているが、その旨が法令上明らかなではないことから、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行規則（平成十九年内閣府令第六十九号。以下「整備法施行規則」という。）を改正し、インターネット上で閲覧に供することができる旨を法令上明らかにする。

そのほか、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二十九号。以下「改正法」という。）及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令の公布・施行に伴い、所要の改正を行う。

## 2. 内閣府令案の主な内容

整備法施行規則第 45 条においてインターネット上で閲覧に供することができる旨を定めるほか、所要の改正を行う。

## 3. 今後のスケジュール（予定）

公布日：令和 6 年 10 月 30 日

施行：改正法の施行日（令和 7 年 4 月 1 日予定）